

にぞ侍ける。

〔江家次第第二十〕執事

供膳○中 生物五坏是腹赤切也

〔日本後紀十三〕大同元年五月己卯是日停諸國雜贄腹赤魚木蓮子等以息民肩也。

〔拾遺和歌集七〕はらか

もとすけ

みよし野も若菜つむらんまきもくのひはらかすみて日數へぬれば

〔殿曆〕永久四年正月一日丙寅辰刻許雅兼來云奉膳申云腹赤自古九尺九寸也而今日解文九尺五

寸者爲之如何奏院之處被仰云觸余○藤原忠實者予申云解文書寫失歟早書改於腹赤者早如例可供

歟其後無別沙汰大略如申被仰歟

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌今日於東三條再行大饗宋器初度戊日也○中師光長雅各取折敷一枚

〔中略〕腹赤一盃先例式造蕪盛之今度用眞腹赤盛樣器數鏡葉重敷濱木綿指鹽盃小窪樣器無敷物

〔山家集下〕つくしにはらかと申いをのつりをば十月一日におろすなり、まはすにひきあげて京

へのばせ侍、そのつりの繩はるかにとほくひきわたましてとをる船のこのなはにあたり

ぬるをばかこちかゝりて、がうけがましく申て、むづかしく侍るなり、その心をよめる、

はらかつるおほわたさきのうけなはに心かけつ、過んとぞ思

〔視聽草九集十〕腹赤魚進獻之書

寛永十三年肥後國長淵腹赤之魚を仙洞御所江獻上

態申入候、仍此はらかの魚、昔より肥後國長淵と申所にて誘し、浦人も烏帽子素袍にて網を引

生魚を○此間恐如此候、古より禁中江も上候由、所之者申候間、貴様迄爲持、進上申候、○中尙此

者可申上候、恐惶謹言、